

毎月勤労統計調査地方調査結果速報 福島県の賃金・労働時間・雇用の動き

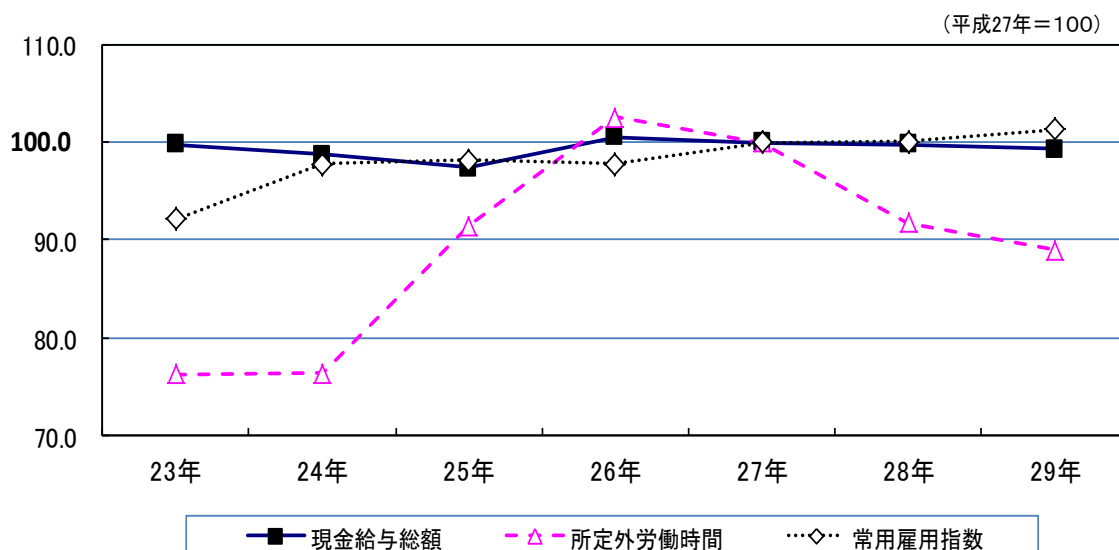
平成29年平均
(平成27年基準)

(対前年比でみて)

(調査産業計・事業所規模5人以上)

- 現金給与総額は0.5%の減
- 所定外労働時間は3.1%の減
- 常用労働者数は1.2%の増

主要な指数の推移(調査産業計、事業所規模5人以上)



※ 平成23年平均は、震災のため3月分、4月分の調査を中止したため、3月分、4月分を除く10ヶ月分をもって、年平均を算出しています。

平成30年2月23日

福島県企画調整部統計課

1 調査事項の定義

(1) 現金給与額

- ア 「現金給与額」とは、賃金、給料、手当、賞与その他名称の如何を問わず、労働の対価として使用者が労働者に支払ったもので、所得税、社会保険料、組合費などを差し引く以前の総額のことである。
- イ 「きまって支給する給与」とは、労働協約、就業規則、あるいは事業所の給与規則などによりあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与のことであって所定外給与（超過労働給与）を含む。
- ウ 「所定内給与」とは、きまって支給する給与のうち所定外給与（超過労働給与）以外のものをいう。
- エ 「所定外給与（超過労働給与）」とは、所定の労働時間を超える労働に対して支給される給与や休日労働、深夜労働に対して支給される給与のことであり、時間外手当、早朝出勤手当、休日出勤手当、深夜手当等である。
- オ 「特別に支払われた給与」とは、調査期間中に一時的又は突発的理由に基づいて、あらかじめ定められた契約や規則などによらずに労働者に現実に支払われた給与や、あらかじめ定められた契約や規則により支払われた給与のうち、次に該当するものである。
- (ア) 夏・冬の賞与、期末手当等の一時金
 - (イ) 3か月を超える期間で算定される手当等
 - (ウ) 支給事由の発生が不確定なもの（結婚手当等）
 - (エ) 労働協約、就業規則等の改定によるベースアップ等が行われた場合の差額の追給分
- カ 「現金給与総額」とは、「きまって支給する給与」と「特別に支払われた給与」の合計額である。

(2) 実労働時間数

- 調査期間中に労働者が実際に労働した時間数のことである。休憩時間は、給与が支給されると否とにかかわらず除かれるが、鉱業の坑内夫の休憩時間やいわゆる手待時間は含める。本来の職務外として行われる宿日直の時間は含まない。
- ア 「所定内労働時間数」とは、事業所の就業規則で定められた正規の始業時刻と終業時刻との間の休憩時間を除いた実労働時間数のことである。
- イ 「所定外労働時間数」とは、早出・残業・臨時の呼出・休日出勤などの実労働時間数のことである。
- ウ 「総実労働時間数」とは、「所定内労働時間数」と「所定外労働時間数」の合計である。

(3) 出勤日数

調査期間中に労働者が実際に出勤した日数のことである。事業所に出勤しない日は有給であっても出勤日にはならないが、午前0時から翌日の午前0時までの間に1時間でも就業すれば出勤日となる。

(4) 常用労働者

- ア 「常用労働者」とは、次のうちいずれかに該当する労働者のことである。
- (ア) 期間を定めずに、又は1か月を超える期間を定めて雇われている者
 - (イ) 日々又は1か月以内の期間を定めて雇われている者のうち、前2か月間でそれぞれ18日以上雇われている者
- イ 「パートタイム労働者」とは、常用労働者のうち次のいずれかに該当する労働者のことである。
- (ア) 1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者
 - (イ) 1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者より短い者
- ウ 「一般労働者」とは、常用労働者からパートタイム労働者を除いた者のことである。

2 結果の算定

この調査結果の数値は、調査事業所からの報告をもとにして本県5人以上の規模のすべての事業所に対応するよう復元して算定したものである。

3 年平均統計について

(1) 実数統計

各月の実数統計（現金給与総額、総実労働時間数など円単位、時間単位で表した統計）の年平均は、1月から12月までの月次の数値を、各月の常用労働者数で加重平均することにより算出している。

(2) 指数

指数の年平均は、各月の指数の合計を12で除して（単純平均）算出している。

－利用上の注意－

- 1 「調査産業計」は、集計事業所数が僅少のため結果を公表していない産業を含んだ集計結果である。
- 2 すべての指数は、平成27年を基準（27年平均＝100）として算出している。
- 3 対前年比（対前月比）増減率は指数により算出しており、実数で計算した場合と必ずしも一致しない。
- 4 5人以上規模の事業所にかかる指数については、第一種事業所（事業所規模30人以上）に第二種事業所（事業所規模5～29人）の結果を含めた場合の指数である。
- 5 実数についてはギャップ修正を行っていないため、実数の動きと指数の動きは必ずしも一致しない。したがって時系列的な比較をする場合には、指数を使用することとしている。
- 6 概要表及び統計表の見方
 - (1) 「－」印は、調査あるいは集計を行っていない、又は値が作成されないもの。
 - (2) 「×」印は、集計事業所数が僅少のため、公表していないもの。
 - (3) 「△」印は、減少を意味する。
 - (4) 増減率の単位は％である。
 - (5) 算出方法
 - ア 指数＝調査結果の実数÷基準実数×100
 - イ 労働異動率：入（離）職率＝入（離）職者数÷前月末推計労働者数×100

平成29年平均結果の概要

結果の概況

(調査産業計、事業所規模5人以上)

(対前年比でみて)

1 賃金

- ・現金給与総額は、296,156で、0.5%減となった。
- ・きまって支給する給与は、249,230円で、0.6%減となった。
- ・所定内給与は、228,854円で、0.8%減となった。
- ・所定外給与は、20,376円で、0.4%増となった。
- ・特別に支払われた給与は、46,926円で、0.4%減となった。

2 労働時間

- ・総実労働時間は、153.4時間で、0.8%減となった。
- ・所定外労働時間は、11.6時間で、3.1%減となった。

3 雇用

- ・常用雇用指数は、101.3で、1.2%増となった。

(調査産業計、事業所規模5人以上)

賃金	現金給与総額					
		きまって支給する給与	所定内給与	所定外給与(超過労働給与)	特別に支払われた給与	
「一人平均」	本県	296,156円 (△0.5)	249,230円 (△0.6)	228,854円 (△0.8)	20,376円 (0.4)	46,926円 (△0.4)
	全国	316,907円 (0.4)	260,793円 (0.4)	241,228円 (0.4)	19,565円 (0.4)	56,114円 (0.4)
	全国比	93.5%	95.6%	94.9%	104.1%	83.6%
労働時間	総実労働時間			出勤日数	所定外労働時間 (製造業)	
		所定内労働時間	所定外労働時間			
「一人平均」	本県	153.4時間 (△0.8)	141.8時間 (△0.6)	11.6時間 (△3.1)	19.6日 <△0.1>	16.6時間 (2.5)
	全国	143.4時間 (△0.3)	132.5時間 (△0.4)	10.9時間 (1.0)	18.6日 <0.0>	16.2時間 (3.1)
	全国比	107.0%	107.0%	106.4%	105.4%	102.5%
雇用 労働異動	常用労働者			入職率	離職率	
		一般労働者	パートタイム労働者			
「一人平均」	本県	676,107人 (1.2)	523,179人 <9,248人>	152,928人 <△1,065人>	1.8%	1.8%
	全国	50,030千人 (2.5)	34,635千人 <847千人>	15,396千人 <418千人>	2.15%	2.04%
	全国比				82.8%	86.3%

賃金指数		所定外労働時間指数		常用雇用指数	
本県	99.3 (△0.5)	本県	89.0 (△3.1)	本県	101.3 (1.2)
全国	101.0 (0.4)	全国	99.5 (1.0)	全国	104.7 (2.5)
全国比	△1.7	全国比	△10.5	全国比	△3.4

注) ()内は前年比(%)。「出勤日数(日)」、「常用労働者(人)」の<>内は前年差。「全国」の数値は、厚生労働省が平成30年2月7日に公表した平成29年分結果速報値。

(対前年比でみて)

1 賃金の動き (調査産業計)

(1) 事業所規模5人以上 ((2)の事業所規模30人以上を含む)

①現金給与総額 (きまって支給する給与+特別に支払われた給与)

平成29年の月平均現金給与総額は296,156円で、0.5%減となった。

②きまって支給する給与 (所定内給与+所定外給与)

249,230円で、0.6%減となった。

イ 所定内給与

228,854円で、0.8%減となった。

ロ 所定外給与

20,376円で、0.4%増となった。

③特別に支払われた給与

46,926円で、0.4%減となった。

(2) 事業所規模30人以上

①現金給与総額 (きまって支給する給与+特別に支払われた給与)

平成29年の月平均現金給与総額は325,223円で、0.2%減となった。

②きまって支給する給与 (所定内給与+所定外給与)

270,462円で、0.0%増となった。

イ 所定内給与

244,107円で、0.3%減となった。

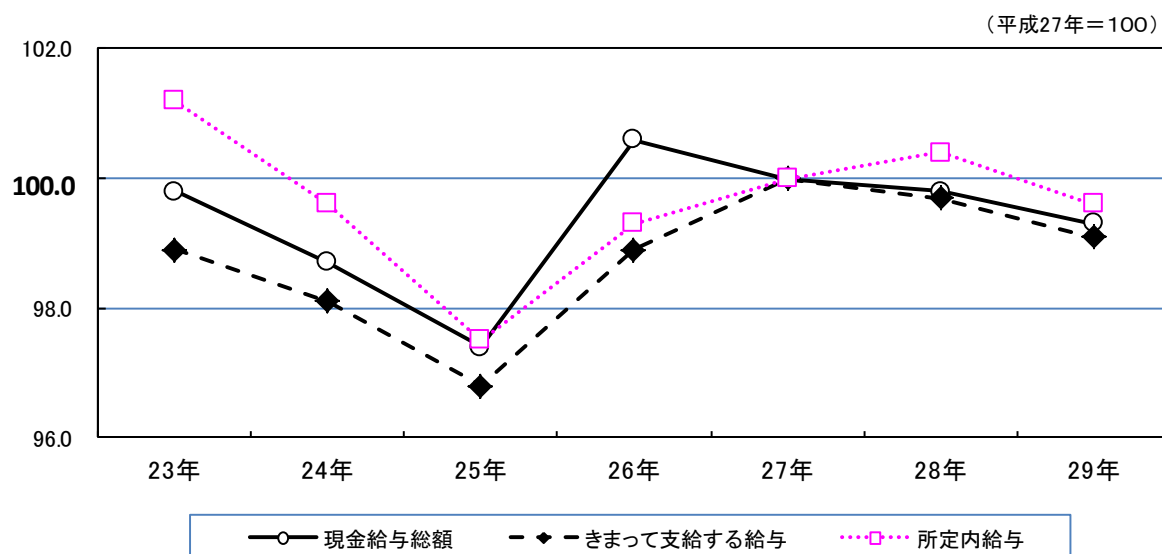
ロ 所定外給与

26,355円で、3.5%増となった。

③特別に支払われた給与

54,761円で、1.7%減となった。

賃金指数の推移—調査産業計、事業所規模5人以上



(対前年比でみて)

2 労働時間の動き（調査産業計）

(1) 事業所規模5人以上（(2)の事業所規模30人以上を含む）

①総実労働時間（所定内労働時間＋所定外労働時間）

平成29年の月平均総実労働時間は、153.4時間で、0.8%減となった。

②所定内労働時間

141.8時間で、0.6%減となった。

③所定外労働時間

11.6時間で、3.1%減となった。また製造業は、16.6時間で、2.5%増となった。

(2) 事業所規模30人以上

①総実労働時間（所定内労働時間＋所定外労働時間）

平成29年の月平均総実労働時間は、158.1時間で、0.0%減となった。

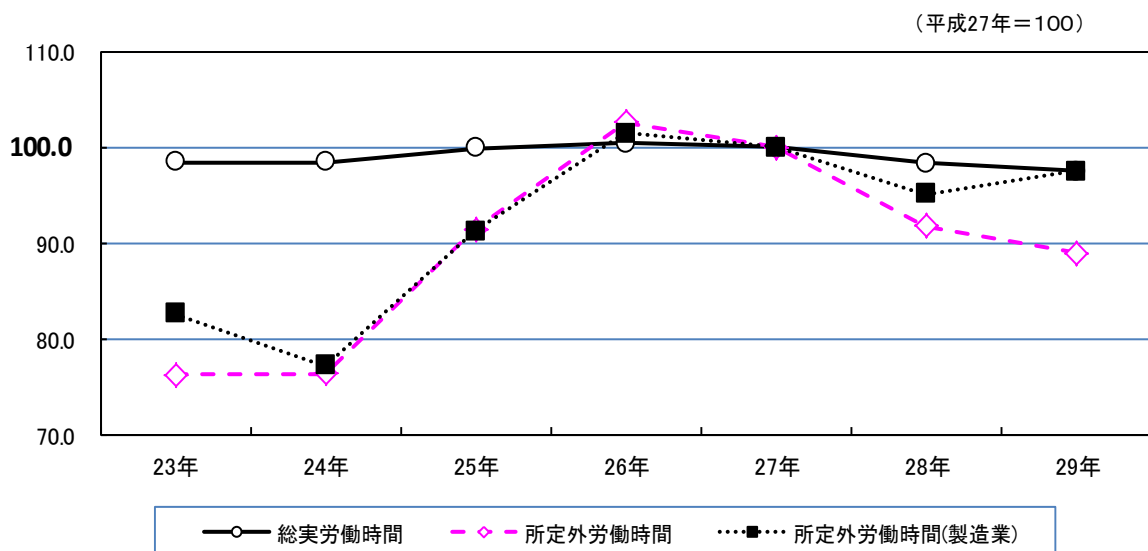
②所定内労働時間

144.7時間で、0.1%減となった。

③所定外労働時間

13.4時間で、0.3%増となった。また製造業は、18.3時間で、2.8%増となった。

労働時間指数の推移－事業所規模5人以上



(対前年比でみて)

3 雇用の動き (調査産業計)

(1) 事業所規模5人以上 ((2) の事業所規模30人以上を含む)

①常用労働者数、常用雇用指数及び常用労働者数の増減率

平成29年の月平均常用労働者数(推計)は676,107人、常用雇用指数(平成27年平均=100)は101.3で、1.2%増となった。

②常用労働者中のパートタイム労働者比率及び増減

22.6%で、前年差0.5ポイント減となった。

(2) 事業所規模30人以上

①常用労働者数、常用雇用指数及び常用労働者数の増減率

平成29年の月平均常用労働者数(推計)は381,702人、常用雇用指数(平成27年平均=100)は99.5で、0.2%減となった。

②常用労働者中のパートタイム労働者比率及び増減

20.0%で、前年差0.1ポイント減となった。

